

# みやづ

### 主な内容

- ◎農地パトロール
- ◎市長に意見書を提出
- ◎視察研修報告
- ◎農地の転用・売買・賃借手続き

発行／〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 宮津市役所内 宮津市農業委員会 ☎0772-45-1645(直通)

市ホームページでカラー版を掲載しています。「農業委員会だより」で検索、こちらもぜひご覧ください。

## 農地を守る取組みは個人戦ではなく団体戦で



### 「須津農業お助け隊」

須津地区では、地元農家4名と非農家(地権者)16名が協力して「農業お助け隊」を発足しました。獣害防護柵や水路等の維持管理、また耕作者の減少や高齢化で困難になった除草作業等の活動を展開されています。

写真上:獣害防護柵設置状況  
写真右:隊員の皆さん



発起人の糸井久和農地利用最適化推進委員(写真:前列中央)は、「活動に参加された皆さんから勇気と活力をもらった。感謝の気持ちでいっぱいです。」と話されていました。(M委員)

## — 農地パトロールを実施 —

農業委員会では市内を南部と北部に分け、10月21日と10月28日にそれぞれ農地パトロールを実施しました。毎年実施するこのパトロールは、農地の違法転用がないか、申請内容どおりに転用が行われているか等を確認するためのものです。今年も転用許可農地や形状変更届出農地を中心に農地の利用状況の確認を行いました。

農業委員会では農地を守り、違法な開発等が行われないう、今後とも継続して農地パトロールを実施してまいりますので、市民の皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



写真：喜多駅プロジェクトによる遊休地再生の取組

### 《農地パトロールに参加して》



写真：みかん栽培と商品開発説明

毎月10日前後に開催している定例総会で審議した事案について、現地へ出向き進捗状況を確認しました。

概ね申請どおり適正に進捗していることを確認いたしました。

担い手不足、高齢化、獣害被害などの課題が山積する中、上宮津地区では、有志が遊休地を利用して、根菜類の栽培から販売までを行い、また由良地区では一部のみかん栽培がオリーブ栽培に替わりつつある状況や、新たにみかん栽培を承継された農家が、これまで販売に向かなかったB級品を利用した商品を開発され、企業の参画や地区の有志が主体となって農地を守る取組みがなされていることも確認できました。(H委員)

- ☆産地づくり対策や農産物の消費拡大
- ☆宮農継続に向けた担い手対策
- ☆遊休農地の発生防止・解消に向けた対策
- ☆農地地図のデジタル化

次の内容を盛り込んでいます。

主な内容として重点項目には、①農業が魅力あるビジネスとして営み続けられるための戦略プランの策定②有害鳥獣被害をなくすため、対策をより効果的なものとし、早期に被害の撲滅を図ることを掲げたほか、

よう意見交換をしました。

農地等の最適化に関する施策について、11月15日に市長へ意見書を提出し、米価の下落や原油価格の高騰が生産者を直撃していることに加え、今後の生産活動への不安、若い世代が営農しやすい環境を整えていくことの重要性などに触れ、来年度に向けての農業振興施策を有効的に進めていただくよう意見交換をしました。

#### 意見書の提出



写真：城崎市長へ意見書を提出する関野会長(左)

# 視察研修報告

- (R3.11.10与謝野町) ①(株)加悦ファーマーズライス ②かや山の家  
 ③砂後建設(株) ④与謝野町有機物供給施設  
 (R3.12.1 京丹後市) ⑤こと京都(株)丹後工場 ⑥(株)丹後岩木ファーム ⑦岡崎農園

## ○視察研修

令和3年度は、前年度同様、コロナ禍で2回に分けて視察を実施しましたが、私が参加した第1回目の内容について、それぞれ印象に残ったことを紹介します。

最初に訪問した与謝野町香河地区で米飯加工を行う(株)加悦ファーマーズライスは町内産の米に付加価値を付けようと、平成11年に旧加悦町等が出資し設立、国や府の補助を受けて加工施設を建設、開業当初は業務用の冷凍米飯を製造されていましたが、現在は、常温でサバ寿司や柿の葉寿司を製造し高速道路のサービスエリアや道の駅など約100を超える施設への販路拡大により、売上を大きく伸ばされ、与謝野町産米の約1割を加工するまでに成長されています。

地元農家と契約することで農家の収入の安定化に繋げるだけでなく、同社の従業員は100人を超えており雇用効果を生むなど地域活性化の一翼を担う経営方針に地元企業の本来的な姿を学ばせてもらいました。

温江地区のかや山の家は、ジビエ解体加工施設を併設したジビエ料理を提供する宿泊施設です。新設された解体加工施設では、捕獲後1時間以内に鳥獣を猟師らに搬入してもらい、「(株)かや山の家運営委員会」代表で料理人でもある青木博さんが加工調理を担当。最近、各地で野生動物による「農作物被害」が大きな問題になっていますが、地元で駆除した有害鳥獣をジビエ料理に利用するというこうした取組が、今後の有害鳥獣対策のあり方として、市内各集

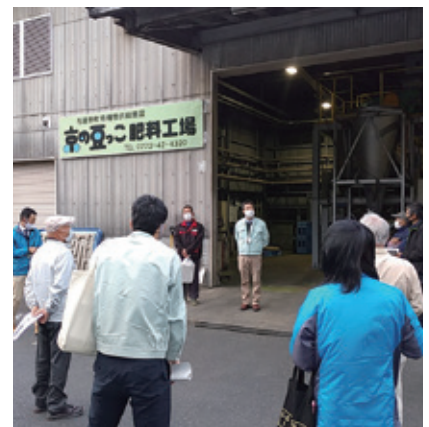
落に広がってほしいものです。

与謝地区の砂後建設(株)は、平成22年から本社周辺や吉津地区で水稻栽培を行われ耕作放棄地など地域の問題解決に積極的に取り組まれている企業です。

令和2年の秋からは与謝峠の山水が流れ込む環境を生かした水耕栽培をスタート。サニーレタスやワサビ菜、ルッコラなどを直売所や食品スーパーなどで販売されています。設備は、土木工事に用いるパイプなどの資材を利用して整備されており、さらに同設備で鯉等の魚を養殖し、ここで生じるフンを肥料として利用する画期的な栽培方法を確立していました。農業部門の強化を図り、通年で働ける農業選任の人材も雇用していきたいとおっしゃっていました。各地で高齢化が進行し放棄地が増えています。こうした地元企業が積極的に農業に参画し、農地を守ったり雇用を生み出したりする「建農企業」に大いに注目していきたいものです。



写真：砂後建設(株) 水耕栽培の説明



写真：与謝野町有機物供給施設

最後の訪問先となった加悦奥地区の与謝野町有機物供給施設は、町内や近隣地域から出るおからや魚のあらを使った独自の有機肥料「京の豆っこ肥料」を製造され、町内の農家に優先して手頃な価格で提供。現在、同肥料を活用した水稻栽培面積は139haにも及び「京の豆っこ米」としてブランド化されています。現在、農業分野でも環境汚染や地球資源の枯渇等が大きな社会問題になっている中、こうした循環型農業への注目や期待は一層高まっていくのではないのでしょうか。

今回、訪問した施設に共通していたのは、皆さんがしっかりとビジョンを持ち、その実現に向け労を惜しまず努力され、着実な成果を挙げておられたことです。こうした姿に今後の農業の可能性と展望が示されているのではないのでしょうか。多くの課題を抱える私たち農業従事者の教訓にした

(S委員)

# 農地の転用・売買・賃借等は許可を受けてから

「自分の農地だから許可や届出などしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのではないか」と思っておられる方はいませんか？

- ◆耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護するとともに、農地を守り、農地の効率的な利用を図るために、「農地法」という法律があります。
- ◆農地を売ったり、貸したり、転用したりするときには、農地法等に基づく許可が必要です。(許可申請書の受付締切日は毎月20日。ただし、当該日が土日祝日の場合は、その直後の平日です。)

農地を売買したり、貸し借りするときは

## 3条申請

- ◆農地を耕作目的で売買したり、貸し借りするときは、農業委員会の許可が必要です。
- ◆なお、資産保有や投資目的による売買、また、農地を取得する適格者(耕作面積が申請地を含めて30a以上)でない場合には許可されません。
- ◆農地の賃借は、農用地利用集積計画による利用権設定の方法が多く利用されています。

自分名義の農地を転用するときは

## 4条申請

- ◆農地の転用とは、農地に住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林等、農地以外のものに用途を変更することで、農業委員会を経て府知事の許可が必要です。
- ◆転用申請では次のような内容を審査します。
  - ① 転用の目的は適当か
  - ② 転用の面積は適当か
  - ③ 水利等、必要な同意はあるか
  - ④ 付近の農業に与える影響はどうか
  - ⑤ 転用の目的は確実に実現できるかどうか
  - ⑥ 他の法令関係で手続きが必要な場合、それがなされているかどうか

他人名義の土地を買ってあるいは借りて転用するときは

## 5条申請

### 京力農場プランの実質化を進めよう!!

これからの地域の人と農地の将来計画の策定を集落単位で取り組んでいます。ぜひ所有者の方も含め話し合い活動にご参加ください。

- 農地の無断転用や無届による賃借は法律違反です。必ず農業委員会へ届出をしましょう。
- 農地の形状変更には、事前の許可または届出が必要です。
- 農地の適正管理は所有者、耕作者両者の義務です。荒廃地をなくしましょう。

しっかり積み立て、がっちりサポート  
安心して豊かな老後を!!

### 農業者年金 に加入しましょう

次の要件を満たす方向なら広く加入できます。

- ① 国民年金の第1号被保険者で
- ② 年間60日以上農業に従事する
- ③ 60歳未満の人なら誰でもOK

詳しくは、農業委員会事務局へご相談を

### 全国農業新聞

宮農・生活に役立つ  
農業総合専門紙  
頑張る農業者のみなさんを  
応援します!

- ◆発行 毎週金曜日
- ◆購読料 700円/月
- ◆申込み 農業委員会事務局まで

編集委員会	
委員長	和久田 三代
委員	松本 聡
細井 康	平野 信也
瀬戸 享明	

農業委員会の担う主な役割としては、農地の維持管理を図る取組みや農地転用・非農地証明に係る現地調査・審議・採決に伴う京都府への進達、農地賃借の調査・確認などを行うことです。近年は有害鳥獣による被害や少子高齢化による担い手不足が大きな課題となっています。表紙にあった非農家を交えた取組みはこれから地域を守る上ではとても大切なことです。ふるさと宮津の美しい原風景を次世代に引き継ぐことは、農家だけではできないのです。これからは私たち農業委員は、地域一体となった取組みで農地と地域の発展に寄与していきたいと考えています。

(H委員)

